

01 警察庁(特区第14次 再検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理提案事項	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
010010	道路管理者が行う作業における警察署長との協議の弾力化	道路交通法第77条、第80条 工事又は作業を行う場合の道路の管理者と警察署長との協議に関する命令	道路の管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行なうときは、当該道路の管理者は、道路交通法第77条第1項の規定にかかわらず、所轄警察署長に協議すれば足りるとされている。	道路管理者が行う作業における請負人の道路の使用許可申請を、道路管理者と警察署長の協議により施行することができるようにする。	道路の除排雪を始めとする道路管理者が行う作業を請負人に請け負わせる場合には、工事の請負と同様に、道路使用許可を受けることなく、協議によることのできるものとし、事務の簡素化を図ると同時に、ひいては電子化の推進を目指す。 提案理由：冬期間の市民の安全で快適な交通を確保するためには、道路の除排雪対策は行政責任において必要不可欠であるが、全路線を道路管理者の直管作業で行うことは不可能であるため、そのほとんどを請け負わせているのが現状である。しかし、近年の景気不況から建設機械を維持・保有することがままならず、企業や土壌業者が相次いでいる。また、気候の変化により、除排雪業務そのものが請負人にとっては大きな収益とならない状況の中、除排雪を委託した道路使用許可申請書を作成させることは、事務的・金銭的に請負人の負担となっている。行政においても、申請書を取りまとめ、検収し、警察署へ提出、許可が下りた際には受取・配布するという一連の業務が大きな事務負担となっている。これを警察署長との協議に置き換えれば、請負人も行政にも負担軽減となり、また行政及び警察署が推進する申請等の電子化により促進される。また、この協議を除排雪作業に限らず範囲を拡充すれば、街路樹の剪定防除等の業務にも応用することが可能となる。	C		道路交通法第77条第1項の規定による道路使用の許可は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るといふ観点から一般には禁止している行為を、特定の場合にその禁止を解除して適法に行わせることであり、道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人は、所轄警察署長の許可を受けなければならないこととされている(同項第1号)。 なお、同法第80条第1項は、道路の管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行なうときは、所轄警察署長の許可が必要とせず、協議で足りるとしているが、これは、道路の管理者たる個人又は地方公共団体は、道路を維持管理する義務を負っており、その義務を履行するために自らが行う工事、作業等については、合理的な範囲内で適切にこれを行うことが当然に予定されているからであり、こうした義務を負わない請負業者については、原則どおり、道路交通の安全と円滑の観点からその手法、期間等について所轄警察署長の許可に係らなければならない必要がある。	請負業者が作業を行う場合であっても、道路管理者と請負業者との契約にも、道路管理者自らが作業を行う場合と同様、合理的な範囲内で適切にこれを行うことは当然に義務として課せられている。従って、道路管理者が自ら作業を行う場合同様、所轄警察署長の許可が必要とせず、協議で足りるとすべきではない。 また、工事の場合は道路管理者が協議を行えば請負業者による許可申請が不要であるので、作業の場合も同様にこれを認めるという提案主体からの意見も踏まえ、提案の実現について再度検討し回答された。	今般の提案は、昭和35年12月19日警察庁内文第50号保安局長通達「道路交通法、道路交通法施行令、道路交通法施行規則等の適用について」において「道路管理者が工事を請負人に請け負わせる場合には、請負人が許可申請をすれば道路管理者の協議は不要となるが、道路管理者が協議し、その工事に係る工事等の施行を請け負わせることも可能である。」との規定を除排雪等の作業にも範囲を拡充しようとするものである。請け負わせる内容が工事か作業かの違いは、道路管理者の根拠的な目的においてなら違いはない。また「道路使用」を可及とするために必要な作業に「道路使用」許可を要することも、本末転倒であるといえる。	D		各都道府県警察においては、道路管理者が工事又は作業を請負人に請け負わせる場合に、当該道路管理者が実質的に請負人を管理監督できていれば、所轄警察署長との協議で足りるとする運用を行っているところである。御意見があるように工事と作業とで扱いを異にしているというとはしない。 なお、個々の請負工事又は作業について協議で足りるかどうかの判断は、所轄警察署長が管理の方法等を勘案して行うこととなるので、提案主体にあつては事前に所轄警察署に相談されたい。			福井県	警察庁	
010020	風俗営業の健全化のための営業時間の見直し	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第13条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第7条の2及び第8条	風俗営業者は、午前等時(都道府県が留付的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日)にあっては当該事情のある地域として当該条例で定める地域内は午前等時以後において当該条例で定める時、当該条例で定める日以外の日において午前一時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として政令で定める基準に従い都道府県の条例から日出時までの時間においては、その営業で営んではならないこととされている。	現在、六本木において風俗営業者は午前1時から日出時まで営業することはできないが、警察署に詳しく営業形態を届け出て、未成年者の労働・出入りを禁止するなど健全な営業を行うことを条件に、当該時間帯も営業可能としてほしい。	東京は24時間限らない町で、その代表的な町は六本木。その六本木を国際的に有名にしたのが水商売です。繁華街としての六本木が今の規制では壊れていくと考えてこの案を提します。六本木に集まってくる人が行くのが深夜1時までしか営業できません。大人がハブがメインで、地とお店が深夜1時までしか営業できません。大人が自由に楽しめる時間に大人の為のお酒を飲む場所がないのは可哀しい。朝までかかっているのに営業できないのは時間と経済活動の損失だと思います。 地方、今の法律では子供たちが登校する時間帯(朝〜夕方)、キャバクラ・ヘルスなど子供に悪影響を与える可能性のある業種も営業することが出来ます。道徳的に考えればむしろ夜間(日出前が学生の登校前まで)の営業時間を短くするのはいいのではないのでしょうか。 このようなことから、夕方から朝の7時(学校が休みの日は別)までを大人の時間と考えて、各風俗営業者は警察署に詳しく営業形態を届け出た上で健全な水商売ができるよう、道徳的、常識的に法律を変えていただければ幸いです。	C		風俗営業は、国民に社交と憩いの場等を与える社会的に有用な営業であるものの、その業務が適正に行われない場合には、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全育成に障害を及ぼすおそれがあるため、その営業の許可を都道府県公安委員会の審査にかからしめるとともに、一定の規制を課している。 深夜における営業制限については、一般的に深夜は人が飲酒の影響等により理性を失いやすい時間帯であり、このような時間帯に風俗営業を営むことは、とすれば学業的雰囲気も助長するおそれがあるほか、当該営業に関する騒音・振動、飲酒による悪酔い行為、素行不良者の集まる営業所周辺の風俗環境を害する問題を誘発するおそれが高いことなどから設けられた規制である。 ご提案については、六本木地区やその周辺の地域においてこうした問題の発生を招き、当該地域の風俗環境を害するおそれがあるため、認められない。					個人	東京都	警察庁			
010030	世界に認められる、21世紀のバチンコビジネスモデル、バチンコ営業店内に「貸玉・貸メダル」の設置	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第29条第1項第1号及び第2号	ばちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射率心を著しくそそるおそれがあるため、風俗法において、ばちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射率心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること、客に提供した賞品を買い取ることを禁止している。	バチンコ営業店内にバチンコ営業店とは無関係の第三者(社会福祉団体・NPO)等による、貸玉・貸メダル返却所の設置を行い、遊技客が安全な店内で玉・メダルの返却を行うことが出来るシステム。(60年の歴史と最盛期には1000万人のファンと30兆円の売上を誇る、日本固有のバチンコ産業をエンターテインメントの表舞台に引出し社会貢献企業にする)	バチンコ業界の改革・改善、警察庁の犯罪統計により、「ばちんこ景品買戻所」に対する凶悪犯罪が、全国で毎日のように絶えず発生している現状を鑑み、再度ご提案させていただきます。これらの凶悪犯罪を未然に防ぐにも、せわしなくつらつらしたバチンコ営業店内で「貸玉・貸メダル」の買戻しを行うことが、多くのバチンコファンを凶悪犯罪から守るために早急に採る必要があると考えられます。具体的には、バチンコ営業店が遊技客の求めに応じて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第29条第2項に定められた、「貸玉・貸メダル」と同等金額にて安全なバチンコ営業店内で第三者(社会福祉団体・NPO)等が買戻しを行うことが出来るシステム。このシステムを採用することにより、犯罪を防止、お客様が喜ぶ社会貢献産業となり、バチンコを今以上に明るく健全な娯楽産業にすることが出来るのと同時に、日本で生まれたバチンコ文化を世界に紹介する素晴らしい提案。	C		ばちんこ営業所内において遊技客の玉又はメダルが現金で買戻されることは、ばちんこ営業に關して現金が賞品として提供されること等とおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たるとしての罰則を受けるおそれがあることと認められる。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。	残念ながら、いまだに景品買取所に対する凶悪犯罪が全国で発生しております。バチンコ営業店内で遊技客に貸出を行った「玉・メダル」をバチンコ営業店内で直接買戻す方式を採用することにより、凶悪犯罪を無くすることが、バチンコを明るく健全な娯楽産業に出来るかと考えます。国民の大半が現在の換金システムを熟知している現在においては、例えばばちんこ営業店が貸玉・貸メダル返却所を設置して、直接遊技客より「貸玉・貸メダル」を買戻したとしても、賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受けるおそれがあると考えられる。よって、御提案の内容は認められない。 なお、御意見中の「現在の換金システム」なるもの内訳は不明であるが、ばちんこ営業者が直接に賞品を買い取ることはとて、ばちんこ営業者と同一もしくは同等者が賞品を買い取ることも、取締りの対象となることを申し添えます。 また、いわゆるばちんこ景品買取所対象の強盗事件等については、依然としてその発生がみられることを踏まえ、景品買取所に対し、それらの発生状況等に関する情報を提供するとともに、それぞれの実情に応じて防犯体制や防犯設備の強化を指導するなど、引き続きその防犯対策	1 0 1 0 1 0		株式会社 玉越	愛知県	警察庁			
010040	世界に認められる、21世紀のバチンコビジネスモデル、バチンコ営業店内に「貸玉・貸メダル」の最高限度額を変更する。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第19条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年公安委員会規則第1号)第35条第1項第2号	ばちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射率心を著しくそそるおそれがあるため、風俗法において、ばちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射率心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、遊技料金としてばちんこ遊技機に係る玉1個につき4円、回胴式遊技機に係るメダル1枚につき20円を超えないこと等の規制がなされている。	「貸玉・貸メダル」の最高限度額を地域によって変更する。例えば愛知県の場合、現在の貸玉、玉一個につき4円、貸メダル、メダル一枚につき20円を超えないこととなっている「貸玉・貸メダル」一枚につき25円を超えないことに改定する。	商品やサービスの値段はとも同じではなく場所が変われば大きく変わってくる。これは海外と国内の物価水準の格差である「内外価格差」に限らず、国内においても地域により物価水準は異なるし、各都道府県内においても物価の地域差が見られる。内閣府が以前行った国内における物価の地域差に対する消費者の考え、評価及び購買行動について、物価モニターに対し調査を行った結果では、物価の地域差があることについて、大多数の者が「当然のことである」とみている。現在のバチンコの貸玉金額は昭和52年(1977年)に1個3円から4円に改定されてから実に30年間も見直しが行われておらず、バチンコファンからは、貸玉金額の上限改定を望む声があがっており、バチンコ営業は保通協で認可された遊技機で営業を行っており、18歳未満の者を客として立入ることを禁止している等、戦後60年に渡り国民の誰もが認める適度な射率性を保った最大の人気娯楽産業であります。例えば長良・桂輪等の公営ギャンブルや株式投資等は自己責任で無制限に投資出来ることを鑑みても、国民の大多数は、結果的にバチンコ産業だけが、過剰規制を受けていると言わざるを得ないのであります。それが故、地域により、遊技客が望んでいるより幅広い「貸玉・貸メダル」金額(1円から5円までの貸玉料金と5円から25円までの貸メダル料金)により、幅広いファンを獲得と多様性に富んだ遊技選択を行うこと、健全な娯楽産業であるバチンコ営業にとっても、バチンコファンにとっても最良の選択肢であるため、今回の提案をさせていただきます。	C		ばちんこ営業に係る遊技料金の引き上げについては、当該遊技機について著しく客の射率心をそそるおそれが生じることから、認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。	今回のご提案は、極端な限度額の引上げの提案では決してありません。遊技客が望んでいる幅広い「貸玉・貸メダル」金額の中から、遊技客がその時の希望に合わせた貸玉金額を選択し遊技を行うことが、射率心を直ちこそそることにはならないと考えられます。現在全国で展開されている低貸玉営業(1円貸玉等)も見られるように、例えば貸玉限度額を引上げたとすることで、遊技の選択は遊技客の自由意志に委ねられている。全ての遊技客が必ずしも引上げられた貸玉料金で遊技するとは限らず、結果的にバチンコのために要する金額が高額化する反面、より高額な賞品の獲得が可能となり、著しく客の射率心をそそるおそれが生じることとなる。よって、御提案の内容は認められない。	1 0 0 0 0 0		株式会社 玉越	愛知県	警察庁			

01 警察庁(特区第14次 再検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
010050	ばちんこ営業店における賞品最高限度額の引上げを認める	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第19条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)第35条第3項	ばちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射率を著しくそのおそれがあるため、風俗法において、ばちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射率をそのおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、賞品の価格の最高限度額が1万円を超えないこと等の規制がなされている。	ばちんこ営業店が、遊技の結果に応じて賞品として提供できる賞品の価格の最高限度に関する基準を3万円を超えないこととする。	現在ばちんこ営業店では、賞品として多種多様な品揃えを行い遊技客に提供しているところではありますが、最近の健康ブームや消費者の高級志向により、現行の1万円を超えない等価の物品では必ずしも遊技客に満足し得る賞品を提供しているとは言えず、上限を3万円に引上げることにより、貯玉・再プレー制度の活用と相まって今よりも一層多品種で高額な賞品を提供することが出来ます。また今回の提案は現在の社会情勢を鑑み、例えその物品の上限を3万円に上げたとしても、著しく射率を煽っていることにはならないと考えられるのであります。	C		ばちんこ営業に係る賞品の最高限度額の引き上げについては、当該営業について著しく客の射率をそのおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。			ばちんこ営業については、客に遊技球等を貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であることから、その営業形態によっては、客の射率を著しくそのおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける危険性がある。このことから、風俗法において、ばちんこ営業を営もうとする者はあらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射率をそのおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、賞品の価格の最高限度額が1万円を超えないこと等の規制をしている。こうした風俗法で認められる範囲内で営まれるばちんこ営業については、著しく客の射率をそのおそれが生じたり、賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受けることはないと考えられる。地方、たとえば3万円の高価な物品を賞品として提供した場合には、客の射率を著しくそのおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける危険性があると考えられる。よって、御提案の内容は認められない。		1 0 4 0 3 0	株式会社 玉越	愛知県	警察庁	
010060	貯玉預り券の発行	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第23条第1項第1号及び第4号	ばちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射率を著しくそのおそれがあるため、風俗法において、ばちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射率をそのおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること、遊技球等を客のために保管したことを表示する書面を客に発行することを禁止している。	パチンコ営業店が遊技客の遊技の結果に応じて、遊技客の希望により玉数を明記した「玉・メダル預り証」を発行出来ることとする。	ばちんこ営業店が有料で遊技客に貸出した賞玉を、遊技終了時点で遊技客の希望により、玉数を明記した「預り証」を発行する。例えば貯玉5,000個券、1,000個券、500個券、100個券、50個券、10個券、5個券、1個券の発行を行う。本来パチンコ営業は、ばちんこ営業店が所有する玉を遊技客に貸出して遊技が行われる賞玉という行為により成立しているが、遊技終了時に賞玉が残った場合、ばちんこ営業店が遊技客の求めに応じて「預り証」の発行を行うこと、ばちんこ営業店所有の賞玉をばちんこ営業店が一時的に預るとする行為にすぎず、遊技客の視点で考えた場合「預り証」を提示すれば再遊技が出来るため最も合理的な方法と考えられる。	C		ばちんこ営業者が遊技の用に供する玉又はメダルの数量を記録した書面を客に提供することは、ばちんこ営業者が客に遊技球等保管書面や有価証券を提供することであり、当該営業について著しく客の射率をそのおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。	提案は、現在認められている「貯玉制度」が、コンピュータによるデータ管理等のため多大な費用を要することから、より安価な費用で同様のサービスを行いたいという趣旨である。以下のそれぞれの場合について提案が認められないか、回答されたい。(1)玉数を明記した「預り証」は発行し、客が貸し出した遊技球等に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があること(2)玉数を明記した「預り証」は発行し、遊技客の立場から考え最も適切な方法であり、偽造防止やその使用方法につき限定された仕組みが構築された「預り証」が発行出来るのであれば、遊技客の立場からも今回の素晴らしい提案は早速に採用されるべきであります。			ばちんこ営業は、客に遊技球等を貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射率を著しくそのおそれがある。そこで、風俗法においては、ばちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととする。現金や有価証券を賞品として提供することや、客に提供した賞品を買い取るほか、営業所外等で現金化等されるおそれのある遊技球等やその保管書面を営業所外に持ち出させたり発行したりすることを禁止している。営業所との従業員カード等を利用して当該営業所内のコンピュータ等で当該従業員が獲得した遊技球等の数量を管理する「貯玉制度」の場合で、当該数量を当該従業員カード等に電磁的記録その他の方法により記録しないときは、遊技球等保管書面等に当たらないものとして認めない。一方、遊技球等の数量を記録した書面を提供することについては、これが(1)発行店舗でのみ使用可能な遊技球等の数量を記録したものであれ、(2)客本人に記名させることにより本人確認できるようにするものであれ、(3)遊技球等の数量がバーコード等により記録されるものであれ、遊技球等保管書面等に当たらないものとして認められない。	1 0 4 0 4 0	株式会社 玉越	愛知県	警察庁		
010070	売春行為の条件付き合法化特区	当庁の所管法令ではない。		売春防止法により、国内で禁止されている売春行為について、一定の条件を満たした場合には特区以内の営業を認める。具体的には国に認可された自治体内の特定地域の建物内における、指定設備を有する室内で売春行為の営業を許可する。	(1)提案理由 ・出会い系サイトなど形を変えた売春行為が公然と行われるようになり、何らかの規制をしない限り社会秩序が悪化する一方である。 ・性に関する情報だけが児童に合法的に性的サービスを提供する場が少ないため、性の低年齢化や性的対象者の拡大による性感染症の蔓延、性犯罪などの原因になっている。 ・売春防止法により売春行為そのものが違法とされているため、従事する女性や利用者が置き引きや暴行などの被害にあっても警察に訴える事ができず、売春防止法による規制が緩やかで危険な状況をつくり出している。 ・ソープランドなどで、売春行為が行われていても、「本人同士の合意」があれば取り締まる事ができないため、売春防止法による規制が有名無実化し実質的に野放し状態になっている。 ・売春防止法により売春行為をする権利、具体的には独身者や身体障害者が性行為をする権利を阻害している。 ・周辺環境にできるだけ影響を与えない方法での売春行為の合法化は、性犯罪の減少が期待できストレスの少ない社会が実現できる。 (2)代替措置 ・特区内での「売春行為」における業務の適正化に関する規則」を定める。	(一)	(一)	警察庁は、売春防止法を所管していないことから、売春行為を合法化することは是非についてお答えする立場にはないが、売春の合法化には、清浄な風俗環境や青少年への影響、暴力団等の反社会的な組織の関与、女性の尊厳等の観点から懸念があるのではないかと考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。		(一)	(一)	法令違反を取り締まる警察は、売春防止法で違法とされている行為の合法化の是非について検討する立場にはない。 なお、前回の回答で述べたとおり、売春の合法化には、清浄な風俗環境や青少年への影響、暴力団等の反社会的な組織の関与、性の尊厳等の観点から懸念があるのではないかと考えられる。		1 0 0 1 0 1 0	個人	青森県	警察庁 法務省
010080	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親への長期在留資格の付与	当庁の所管法令ではない。		成長産業分野であって資本金1億円以上の本社設置外資系企業について、在留資格「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人在籍者の親の活動を、在留資格「特定活動」に追加する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、世界的な外資系企業が本社を設けている。これら企業は地域経済に大きく寄与するなか、とりわけ、成長事業を展開する企業活動は、今後の地域経済の発展において極めて重要である。 これら成長事業を展開する大企業の外国人経営者や社員は当地域において必要不可欠な人材である。これら外国人企業関係者については、親の扶養を必要とする場合、親の在留期間が短縮であるために、自身の活動のための入国や必要な期間での在留にも影響が生じているという問題があり、そうした課題に向けた対応策を求めるものである。	(一)	(一)	移民を含む外国人の受入れに関しては、適正な在留管理、外国人が安定して生活を営むための雇用、教育、社会保障等の制度が十分整備され、また、受入れについての国民のコンセンサスが得られていることが必要と考えている。当庁としては、こうした観点から、関係省庁の検討状況を把握しながら、治安に与える影響について慎重に見極めていく必要があると考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ再度検討し回答された。		(一)	(一)	前回は回答したとおり、移民を含む外国人の受入れに関しては、適正な在留管理、外国人が安定して生活を営むための雇用、教育、社会保障等の制度が十分整備され、また、受入れについての国民のコンセンサスが得られていることが必要と考えている。当庁としては、こうした観点から、関係省庁の検討状況を把握しながら、治安に与える影響について慎重に見極めていく必要があると考える。		1 0 7 0 6 0	兵庫県	兵庫県	警察庁 法務省 厚生労働省